

～農地所有適格法人のみなさまへ～ 農地所有適格法人の報告書の提出をお願いします！

■報告義務■

農地所有適格法人は、その要件を満たしていることを確認するため、毎事業年度終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会へ報告しなければなりません。
(農地法第6条第1項の規定)

■提出書類■

- ・農地所有適格法人報告書
- ・役員名簿の写し
- ・組合員名簿、株主名簿、社員名簿の写し
- ・報告事業年度の決算書（損益計算書）の写し
- ・定款の写し（内容に変更があった場合のみ）

■報告する時期■

事業年度終了後3か月以内



■提出先■

農業委員会事務局 農地総務係 電話：22-2111（内線721）
指宿市十二町301番地 いぶすき農業支援センター内（合庁2階）



ちょこっと解説 ～「農地所有適格法人」とは？～

「農地所有適格法人」とは、農地の権利を取得して、農業経営を行うことのできる法人のことで、農地法第2条第3項にその要件等が規定されています。

① 形態要件

株式会社（株式譲渡制限会社に限る。また、特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかであること。

② 事業要件

主たる事業が農業と関連事業であること。具体的には農業と関連事業の売上高が過半であること。

③ 議決権要件

主なものとして、株式会社や持分会社（合名、合資、合同）については、総議決権の過半を以下の農業関係者が占める必要があります。

- ・農地の権利提供者
- ・法人の農業の常時従事者（原則として年間150日以上従事）
- ・農作業を委託した個人 など

④ 役員要件

法人の役員の過半は、法人が行う農業（関連事業含む）に常時従事（原則として年間150日以上）する構成員であることに加えて、役員または重要な使用人のうち1人以上が原則として、年間60日以上農作業に従事することとされています。

農業就業者へ結婚祝金が交付されました

令和5年1月25日開催の農業委員会総会において、蓑田 六雄会長から、農業後継者の東 勇輝さん・めいさんご夫妻へお祝いの言葉とともに結婚祝金が交付されました。

勇輝さんから「二人で力を合わせて良い作物を作り幸せな家庭を築いていけるよう頑張っていきます。ご指導のほどよろしく願いいたします。」などのお礼の言葉が述べられ、委員に拍手で祝福されました。



交付を受けた東さんご夫妻 と 蓑田会長

農業者年金 加入推進強化月間中！

1月・2月は農業者年金加入推進強化月間です。老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりが準備することが大切です。農業委員会では、農業者の老後生活の安定のため、農業者年金の加入を推進しています。農業委員や農地利用最適化推進委員が、制度の案内のため戸別訪問を行っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆加入要件は3つ◆

- ① 年間60日以上農業に従事し、
- ② 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
- ③ 20歳以上60歳未満の方（65歳未満の国民年金任意加入者も可）

農業者なら広く加入できます！



農用地あっせん情報

令和4年12月26日委員会承認

所在	地目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
開聞十町字中原	畑	畑	484	売渡
開聞十町字脇浦	畑	畑	349	売渡
川尻・下仙田地区 (畑かん希望, 筆数問わず)	希望地目: 畑		2,000	借受

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 TEL 22-2111
(内線721, 722, 723)